

	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
10	一札之事 (此の者2人富士参詣に罷り 通り、関所通し証文)	寛政11 (1799)年	上州山田郡丸山村 名主 林内 → 関所 当番衆中	縦1枚	赤石氏 収集 17
	山田郡丸山村(現・太田市)から、同村の2人が富士山へ参詣に出かけた際の関所手形です。				

江戸時代は多くの庶民が旅をするようになりましたが、現代の観光旅行とは違い、寺社への参詣を目的として、各地の関所を通過するための証文が必要でした(現在、空港でパスポートを提示する場合に近いかもしれません)。

この文書は、上州山田郡丸山村(現・太田市丸山町)の村民2人が「富士参詣」に出かけた際の証文で、名主が2人の身元を証明し署名・押印しています。

文中の「富士」は富士山と考えられます。江戸時代の富士山は、宗教的な聖地として多くの信仰を集めていました。



一札之事

一 此者式人

(一 此の者式人)

右者此度富士参詣ニ罷通り候間、

(右者、此の度富士参詣たびに罷り通り候間)

御関所無相違御通し可被下候、為

(御関所相違無く御通し下さるべく候)

後日、通手形一札、仍而如件

(後日の為、通手形一札、仍つて件くだんのごとし)

諏訪七左衛門知行所

上州山田郡丸山村

名主

林内(印)

寛政十一未年七月

御関所

御当番衆中様